

福岡県医発第1674号(総)

平成17年12月15日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



無資格者による医業の防止について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり周知徹底の依頼がありました。

12月6日・7日付の新聞紙上において、無資格者が「医師になりすまし」医業に携わっていた疑いで逮捕されたという報道がなされておりますが、過去においても同様な事例が発生した際に、「医師として、就業する目的で採用する場合には、事前に免許証及び卒業証書の原本の提出を必ず求め、資格を有していることの確認を十分に行うよう指導されたい」との厚生労働省から通知が出されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員への周知徹底につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

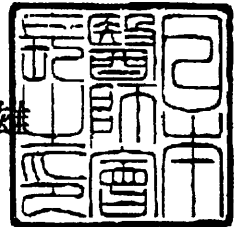
小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

日医発第775号(法65)F
平成17年12月7日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 植松 治雄



無資格者による医業の防止について

無資格者が“医師になりすまし”医業に携わっていた疑いで逮捕された事件が、12月6日、7日付の新聞紙上等で報道されました。

ところで、過去においても同様な事例が発生した際に、厚生労働省(旧厚生省)から数回にわたり、各都道府県知事あて下記の別添の局長通知が発出されております。とりわけ昭和60年の通知によれば、「医師として、就業する目的で採用する場合には、事前に免許証及び卒業証書の原本の提出を必ず求め、資格を有していることの確認を十分行う・・・」ことが求められております。

既にご承知のこととは存じますが、念のため管下会員に対して、周知徹底方ご高配賜りたく、お願い申し上げます。

記

- 無資格者による医業及び歯科医業の防止について
(昭和47年1月19日 医発第76号)
- 免許証の不正使用防止について
(昭和53年3月20日 医発第289号)
- 医師等の資格確認について
(昭和60年10月9日 健政発第676号)

以 上

○免許証の不正使用防止について

〔昭和五十三年三月二十日 医発第二八九号〕
〔各都道府県知事宛 厚生省医務局長依願〕

今般、医師免許証が医師でない第三者により不正に使用されるといふ事件が報道されたが、かかる事件等を防止する観点から貴職におかれても、左記の事項に留意し、関係団体等と連絡を密にして、その周知徹底を図らねたい。

なお、保健所等関係機関は、亡失に伴う免許証の再交付申請があった場合には、亡失事実の確認、申請者が同一人である旨の確認及び免許資格の確認を関係書類の提示を求めて行われたい。

記

1 免許を取得した者及びその家族は、亡失事故を起さないよう免許証の保留には十分な注意を払ふこと。

また、盗難等により免許証が第三者に渡る可能性がある場合は、すみやかに保健所等関係機関に通報すること。この場合貴職においては、関係機関にされた通報を至急当職あて連絡されたい。

2 各医療施設等は、免許取得者を採用するにあたっては、戸籍謄本(抄)本等の提示、履歴書の確認等の方法により採用希望者が免許取得者であることを、十分に確認すること。

○無資格者による医業及び歯科医業の防止について

〔改正経過〕

第一次改正 〔平成八年三月二六日醫政発第二六三号〕

最近、無資格者が医業又は歯科医業を行なっていたために摘発される事例が発生しているが、無資格者による医業又は歯科医業は、国民の生命、身体に対する脅威となることはもとより、国民の医療に対する信頼を失墜させる原因ともなるものである。

無資格者が医業又は歯科医業を行なうことが医師法第十七条又は歯科医師法第十七条に違反することとなるのはもとより、無資格者に医業若しくは歯科医業を行なわせた病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者についても、その態様によっては、刑事責任を問われ、さらに免許の取消等の行政処分の対象となることとなる。

〔昭和四十七年一月十九日 医発第七六号〕
〔各都道府県知事宛 厚生省医務局長通知〕

貴職におかれては、都道府県医師会、都道府県歯科医師会その他関係方面の協力を得て、左記の事項を徹底することにより無資格者による医業又は歯科医業の一掃を期されたい。

記

第一 免許資格の調査

1 管下の病院又は診療所を対象として、診療に従事する医師又は歯科医師の免許資格に関する調査をすみやかに実施すること。実施に際しては、医師又は歯科医師の免許証等有資格者であることが確認できる書類の呈示を求める等の方法により正確な事実把握に努めること。

2 調査の結果、無資格者による医業又は歯科医業が行なわれていることが明らかになった事例については、刑事訴訟法第二百三十九条の規定により告発すること。

第二 病院又は診療所の開設時等における免許資格の確認

1 医師又は歯科医師が病院又は診療所を開設する場合には、医療法第七条の規定による病院の開設許可申請書又は同法第八条の規定による診療所の開設届の受理に際して、有資格者であることの確認を徹底すること。

2 病院又は診療所の開設者又は管理者が、医師又は歯科医師を雇用する際に免許資格を確認するよう十分の指導をすること。

第三 医師届及び歯科医師届の励行

医師法第六条又は歯科医師法第六条の規定に基づく医師、歯科医師の届出を未だ行っていない者に対しては、届出を励行するよう

厚①二五九一

督促すること。

なお、これらの届出と医籍・歯科医籍との照合を行なうこととする予定である。

○医師等の資格確認について

〔昭和六十年十月九日 健政第百六十六号
各都道府県知事宛 厚生省健康政策局長通知〕

最近、外国人医師を採用した某地において、その際の免許資格に関する調査が十分に行われなかったため、左記の無効医師免許証所持者による無資格医業が行われ、保険請求まで行われていた事例が判明したので、今後かかる事例が再発することのないよう左記事項に十分御留意のうえ、貴職におかれても、関係部局、貴管下保健所、病院、診療所等関係機関に対し、周知徹底願いたい。

記

1 無効医師免許について

(1) 元興亜医学館及び東洋医学院を卒業した別添無効医師免許証名簿の者に医師免許証が交付されているが、これについては、既に昭和三十年八月二十五日発医第八〇号医務局長通知及び昭和五十一年一月二十三日医事第六号医務局医事課長通知をもって通知してあるとおり、終戦直後の特殊な社会情勢下においてやむを得ず、法定の資格を有しない者であるにもかかわらず、当時の台湾

医師等の資格確認について

(中華民国)又は朝鮮において資格取得のために使用する目的をもって、日本国において医業を行うことはできないという条件の下に(但し、その旨は免許証には記されていない)、医籍に登録せずして交付されたものである。

従って、これらの者は我が国においては医師免許を有してはいないこと。

なお、本件免許証は昭和三十五年十一月一日の最高裁判決により無効であることの判断が既に示されている。

- (2) 貴管内において、前記(1)に該当する者で医業に従事している者があるときは、当該者に対し免許証の呈示を求め、その免許が無効であることを告知する等適宜の措置をとり、その旨当職あて報告されたいこと。

2

医師等免許資格の確認について

無資格医業等の防止については、昭和四十七年一月十九日医発第七六号医務局長通知をもって通知しているところであるが、今後とも次により徹底の上、その一掃を図りたい。

- (1) 医師及び歯科医師として、就業する目的で採用する場合には、事前に免許証及び卒業証書の原本の提出を必ず求め、資格を有していることの確認を十分行うよう指導されたいこと。
- (2) 免許証を亡失している場合には、速やかに免許証の再交付申請を行わせるよう指導されたいこと。
- (3) 免許証を保持していない採用者等については、免許証の交付(国家試験合格等による免許申請後、まだ免許証が交付されてい

ない者については、登録済証明書(の交付)を確認した後に医業に従事するよう指導されたいこと。

- (4) 免許資格等に疑義のある場合には、当局医事課と十分な連絡をとること。

3 その他 略

從事していたが、医業事故で、外科手術以外の大半の業務を担っていたと云はなかつたといふ。 圓に六万と、山城容疑者の今年9月、徳江國神症	都病院経営本部によると、山城容疑者は今年5月から約一年間、医師に付いて医療行為を学ぶ「見学生」として都立広尾病院に通っていたという。同	厚生労働省によると、医師になつたのは、医業部を卒業後、国家試験に合格し、同省に登録して医師免許の交付を受ける必要がある。	旧厚生省は71年と82年、医師を雇用する際の基準に依つて、卒業証書と医師免許の原本で行うように全国に通知。保険医としての	代行する場合、最初から二倍のことが多。医師の資格を確保できた新たな生組みが、より年度から始まる予定だが、それまではチェックが難しいといふ。	代行する場合、最初から二倍のことが多。医師の資格を確保できた新たな生組みが、より年度から始まる予定だが、それまではチェックが難しいといふ。	代行する場合、最初から二倍のことが多。医師の資格を確保できた新たな生組みが、より年度から始まる予定だが、それまではチェックが難しいといふ。	代行する場合、最初から二倍のことが多。医師の資格を確保できた新たな生組みが、より年度から始まる予定だが、それまではチェックが難しいといふ。	代行する場合、最初から二倍のことが多。医師の資格を確保できた新たな生組みが、より年度から始まる予定だが、それまではチェックが難しいといふ。	代行する場合、最初から二倍のことが多。医師の資格を確保できた新たな生組みが、より年度から始まる予定だが、それまではチェックが難しいといふ。
--	--	---	---	--	--	--	--	--	--